

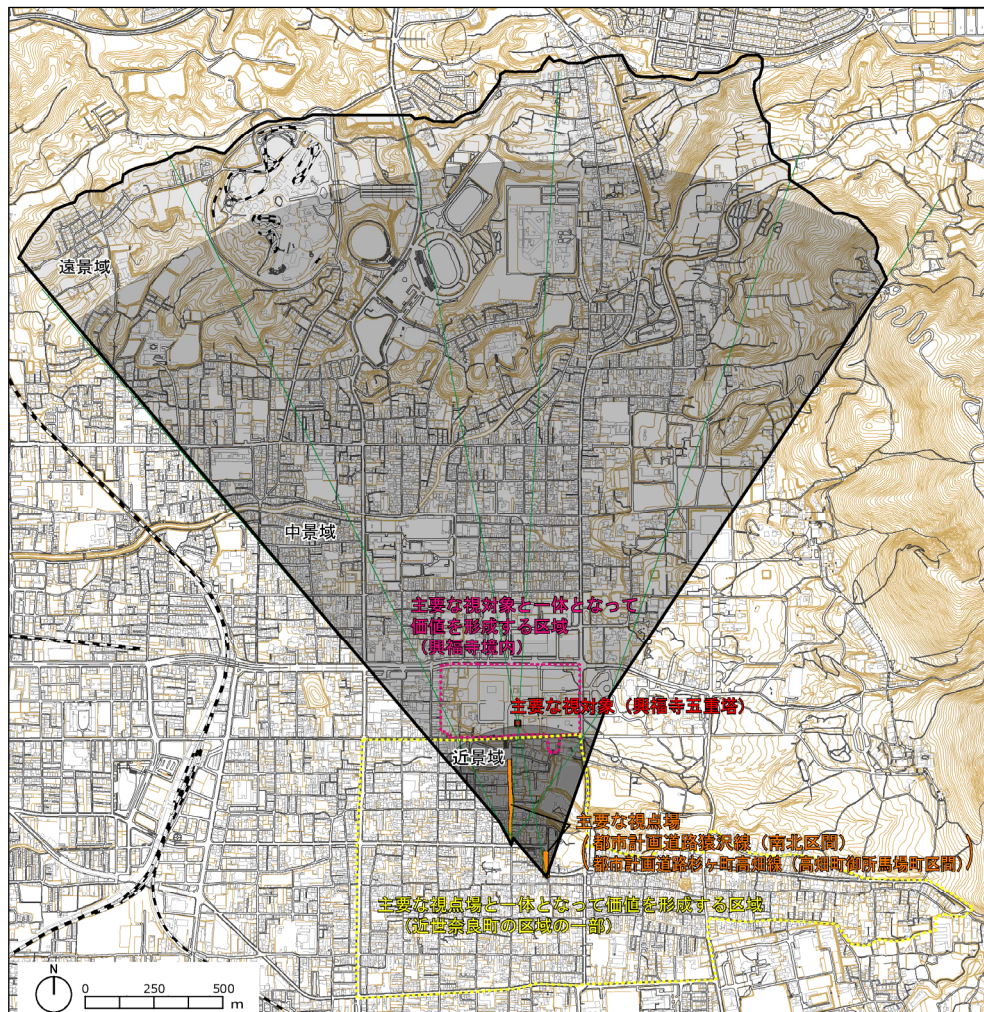
No.9 奈良町から興福寺五重塔への眺望

(1) 眺望景観の概要

① 眺望景観の構成

類型		Ⅲ. 見通し型眺望景観	
視点場	主要な視点場	都計道猿沢線（南北区間）区域、都計道杉ヶ町高畑線（高畑町御所馬場町区間）区域	
	主要な視点場と一体となって価値を形成する区域	近世奈良町の一部区域（地形地物・自治会区域に基づく一体的な区域）	
視対象	主要な視対象	興福寺五重塔	
	主要な視対象と一体となって価値を形成する区域	興福寺境内（史跡興福寺旧境内の区域）	
眺望空間	近景域	市街地（奈良町の町並み）	
	中景域	興福寺境内、興福寺五重塔市街地（奈良きたまち）	
	遠景域	北部丘陵地	
	各主要な視点場と主要な視対象を結ぶ直線を中心に左右 30 度（合計 60 度）の区域であり、かつ、北部山並みの稜線までの区域とする。		

■ 眺望景観の構成図



②奈良らしさ

i) 目に見える景観の特性

奈良町の歴史的な町並みが興福寺五重塔への軸線をつくりだし、アイストップとなる興福寺五重塔の象徴的に望むことができる。

都市計画道路杉ヶ町高畑線（高畑町御所馬場町区間）では、春には桜越しに興福寺五重塔を望むことができる。

ii) 心で感じる景観の特性

○歴史的背景

奈良町は平安時代以降、東大寺、興福寺等の周囲に形成された門前郷を原形として発展してきた町である。

興福寺は、山科の地に藤原鎌足の死後に建てられた山階寺にはじまるといい、藤原氏の氏寺であった。後に飛鳥に移され厩坂寺となり、平城遷都とともにいち早く新京に移された。平安時代には、寺地内に多くの子院がつくられ、勢力を拡大した。その後、何度も火災にあうが、その都度再建されてきた。五重塔は、天平 2 年（730）に興福寺の創建者藤原不比等の娘光明皇后が建立した。その後 5 回の被災・再建を経ており、現在の塔は、応永 33 年（1426）頃のものである。

○民俗文化・生活文化／文学・芸術作品／説話・伝承

奈良町は、中世以降、墨・筆・蚊帳・晒などの様々な産業が発展し、近世には有力な商工業都市として成熟した。現在もそれらの産業が残されている。墨の香りや寺院からの線香の香りから、生活文化を感じられる。また、奈良町には「博奕をうった神様」や「阿字万字の天狗」などの数多くの説話や伝承が残されている。

○眺望景観の構成要素の関係

奈良町は、平城京の条坊を下敷きとしつつ、興福寺の門前郷として形成された。興福寺の鐘の音が聞こえ、興福寺との関係のもとに発展・成熟してきた奈良町の歴史を感じられる。

iii) 情報としての景観の特性

○名所案内記・絵図等

興福寺は、「大和国細見図」（享保 20 年（1735））、
「大和名所図会巻ノニ」（寛政 3 年（1791））、
「いんばんや絵図」（明治 3～15 年（1870～1882））、
「奈良名所細見図」（明治 24 年（1891））など、
近世以来多くの名所案内記で紹介されている。

○インベントリー

奈良町地区は「都市景観 100 選」（平成 8 年度）、
ならの墨づくりは「かおり風景 100 選」（平成 13 年）に選定されている。

興福寺は、世界遺産として多くの人々に知られており、南都七大寺のひとつでもある。また、奈良は、「わたしの旅 100 選」や「日本遺産・百選」「新日本観光地百選」などに選定されており、興福寺はその多くで構成要素のひとつとしてあげられている。



■ 鶴福院町からの興福寺五重塔の眺め

昭和 26 年（1951 年）9 月

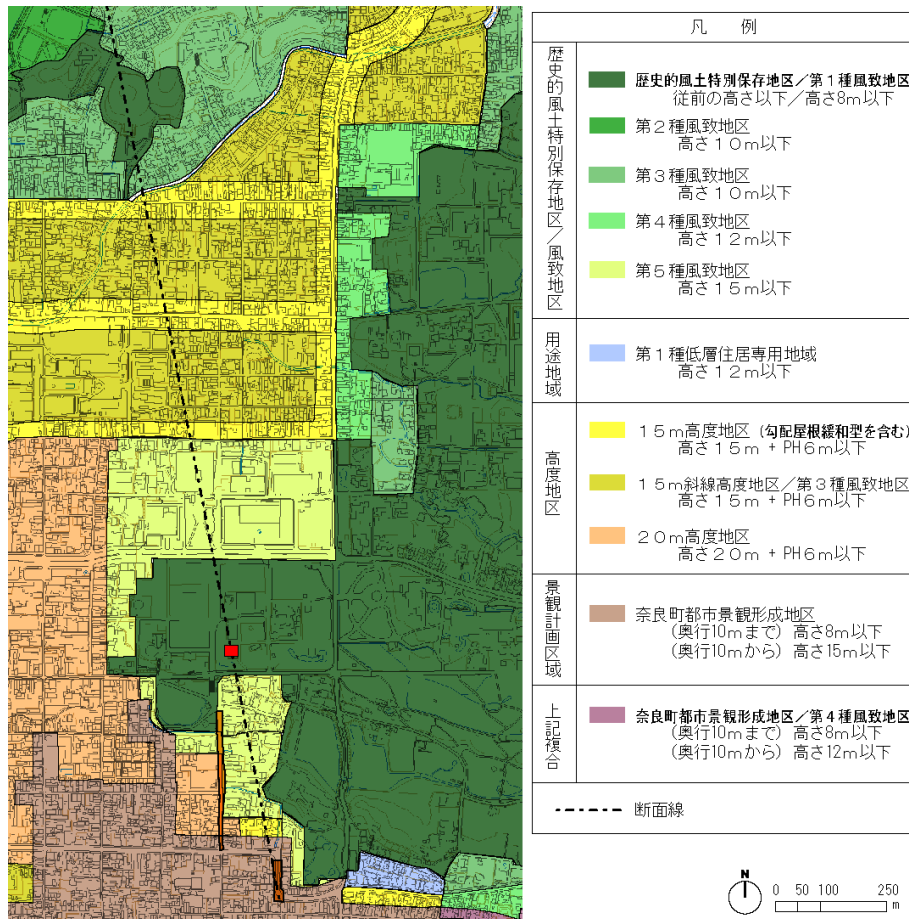
出典：入江泰吉「古都の暮らし・人―昭和 20 年から昭和 30 年代」

(2) 眺望景観の保全・活用の現状と課題

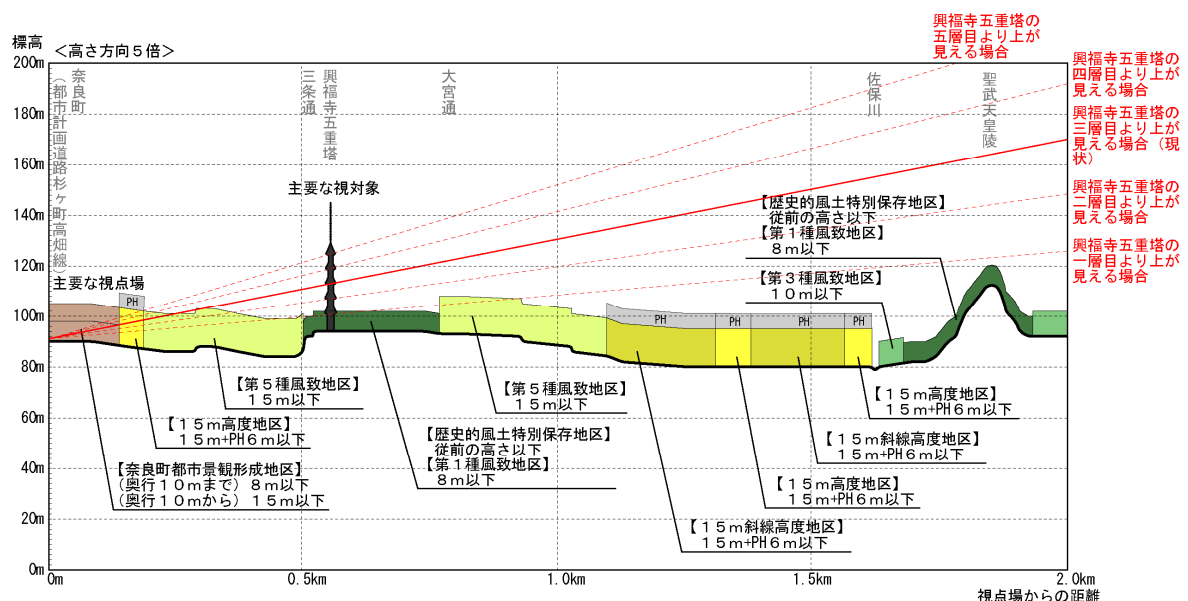
① 守るための視点

興福寺五重塔は、国宝に指定され、保護されている。また、奈良町は、奈良町都市景観形成地区及び奈良町歴史的景観形成重点地区として、視点場及び近景の町並みの保全・形成が図られている。しかし、周囲に不調和な建築物等もみられ、基準の再検討や運用の改善等が求められる。また、現行法制度による制限では、眺望景観を阻害する建築物等が映り込むおそれが

■ 現行法による高さ規制の状況



■ 現行法による高さ規制の状況（都市計画道路杉ヶ町高畑線（高畑町御所馬場町区間）からの断面図）



ある区域もみられるため、建築物等の高さ、形態意匠等の制限の追加が求められる。

興福寺旧境内より北側の市街地は、比高が低く、現行の高さ制限によって十分に背景の保全が図られているため、新たな規制は求められない。

都市計画道路杉ヶ町高畑線沿道の角地（現在空地となっている敷地）の利用方法によっては、眺望景観が阻害されるおそれがあるため、眺望景観の保全のための調整・検討が求められる。

都市計画道路杉ヶ町高畑線沿道の角地（現在空地となっている敷地）の利用方法によっては、眺望景観が阻害されるおそれがあるため、眺望景観の保全のための調整・検討が求められる。



■ 都市計画道路杉ヶ町高畑線沿道の角地への建築物の建築による興福寺五重塔の見え方の変化

②整えるための視点

一部区間で電柱電線類の地中化が実施されたが、電柱電線類を地中化していない区域では、視界に電柱電線類が映り込む。電柱電線類の美装化の推進等が求められる。

一部奈良町の町並みに不調和な建築物等や、建物の屋上にある高架水槽、塔屋が視界に映り込み、眺望景観の質を低下させているため、修景が求められる。

③活かすための視点

奈良町から興福寺五重塔が見えることは多くの人が知っており、鶴福院町で電柱電線類を地中化したことでも注目される眺望景観であり、多くの人に知られているといえる。多くの人が眺望景観をより深く味わうことができるよう、奈良町と興福寺の関係など、眺望景観の価値を分かり易く情報発信していくことが求められる。また、まちなかからの眺望であり、立ち止まってゆっくりと眺望景観を享受できる場の整備が求められる。

(3) 眺望景観の保全・活用の目標と方針

①眺望景観の保全・活用の目標

前述の「奈良らしさ」の整理より、奈良町から興福寺五重塔への眺望の主題（コンセプト）は、「興福寺五重塔の象徴性を高める奈良町の軸線がつくる眺望であること」「歴史のある奈良町の町並みを通じて興福寺五重塔を眺めることで、興福寺と奈良町の歴史的な関係を感じられること」にあるといえる。

そこで、眺望景観の保全・活用の目標は、以下のとおりとする。

【眺望景観の保全・活用の目標】

～ 奈良町と興福寺の関係が五感を通じて感じられる眺望景観づくり ～

②眺望景観の保全・活用の方針

眺望景観が抱える課題を解決していくため、眺望景観の保全・活用の目標を具体化した「眺望景観の保全・活用の方針」を以下のように設定する。

【眺望景観の保全・活用の方針】

守るための方針

- ・建築物等の高さの制限や屋上施設の景観誘導などにより、興福寺五重塔の前景や背景を保全する。
- ・沿道の建築物等の形態意匠の景観誘導や歴史的建造物の保全などにより、興福寺五重塔を象徴的に眺めることができる歴史的な軸線を保全する。
- ・興福寺五重塔の保存及び周囲の樹林・山林の適切な管理により、それらが一体となって形成する歴史的風土を保存する。

整えるための方針

- ・歴史的な町並み景観に不調和な要素の修景や町並みを形成する身近な景観要素のデザインやしつらえへの配慮により、興福寺五重塔への歴史性及び一体性の高い軸線を形成する。

活かすための方針

- ・奈良町及び周辺地域に数多く分布する歴史文化遺産やその他の奈良らしい眺望景観等と連携し、観光資源としての積極的な活用を推進する。
- ・奈良町と興福寺の歴史や文化、相互の関係などを通じて眺望景観の価値を多くの人々が理解し、見る人それぞれの感性により、多様な感じ方ができるような情報発信や空間づくりを推進する。
- ・奈良町の歴史的な町並みの保全・形成ならびに歴史や文化、人々の営みを感じられる場としての整備により、歴史的な視点場としての趣を創り出し、奈良町全体としての魅力の向上を図る。
- ・興福寺境内の樹林の適切な管理による興福寺境内の樹林と堂塔とが一体となった歴史的風土の保存ならびに周辺の資産との連携により、興福寺のより一層の魅力の向上を図る。

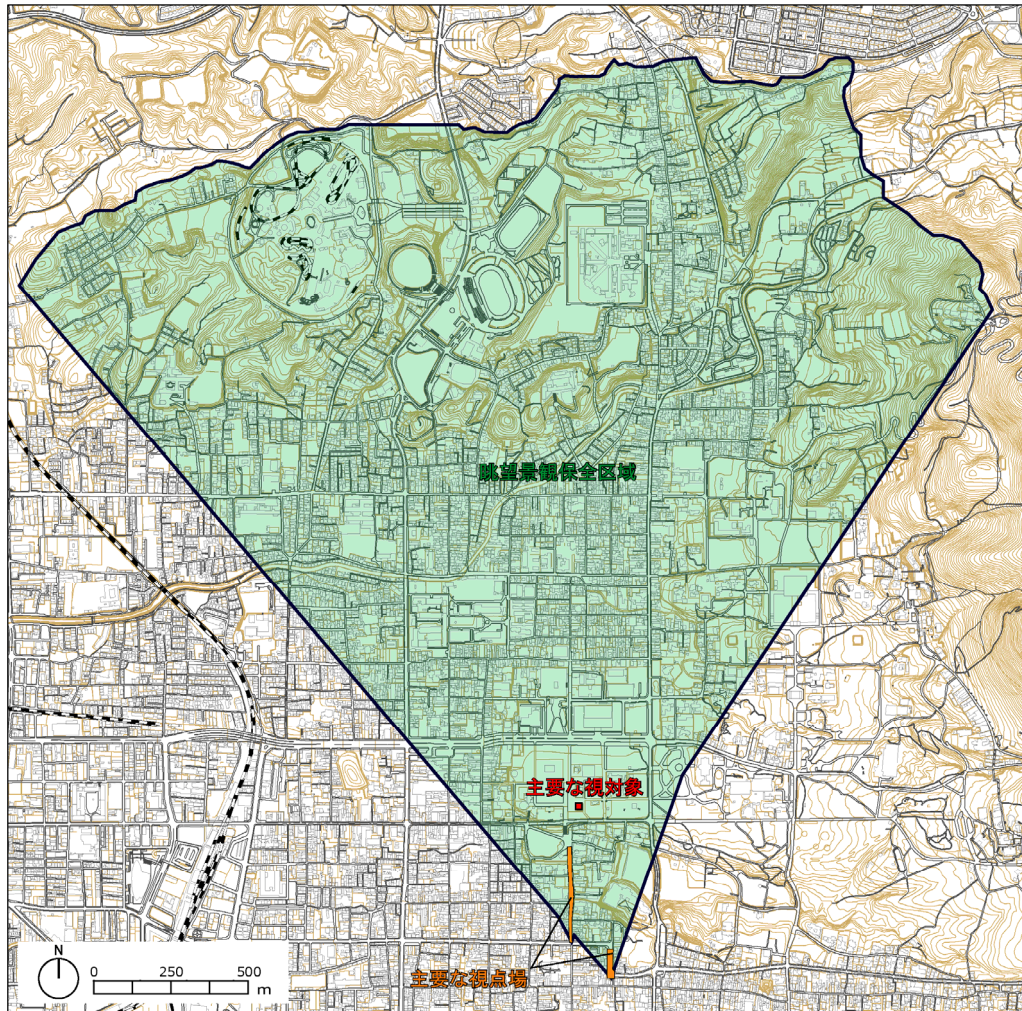
(4) 眺望景観の保全・活用の方策

①守るための方策

○対象区域

(1) ①で設定した眺望空間全体を「眺望景観保全区域」とし、守るための方策の対象区域とする。

■ 眺望景観保全区域



○施策の方向性

建築行為や開発行為等に対する規制・誘導の手法に基づき、眺望景観保全区域を3つのゾーンに区分し、それぞれの以下の方向性に基づき施策を展開していくこととする。

<ゾーンA：眺望景観の視点からの新たな規制・誘導策を講じる区域>

視対象の前景については、興福寺五重塔への歴史的な軸線を形成するための沿道の建築物等の形態意匠等の誘導や屋外広告物の規制の強化、都市計画道路杉ヶ町高畑線（高畑町御所馬場町区間）区域からの通視線の確保のための高さの制限や屋上工作物等の形態意匠の誘導を実施していくため、興福寺五重塔南部区域の奈良町歴史的景観形成重点地区への追加指定を検討する。

都市計画道路杉ヶ町高畑線沿道の角地について、眺望景観の保全と奈良町内において眺望景観をゆっくりと楽しめる視点場を確保の視点から、公有化ならびにポケットパークとしての整備のための調整・検討を進める。

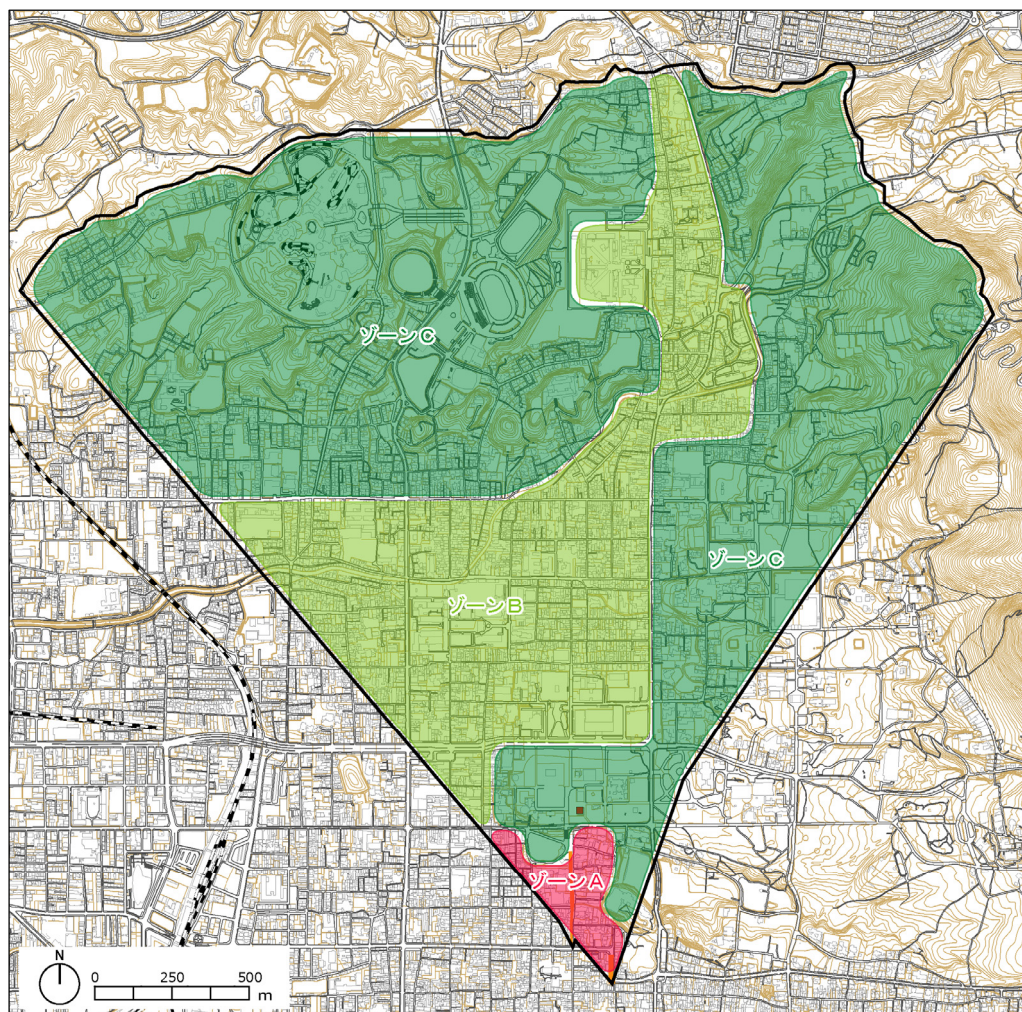
＜ゾーンB：現行の法制度に基づく規制・誘導を基本とし、必要に応じて配慮を求める区域＞

地形的条件により建築物や工作物等が映り込むおそれは少ないものの、大規模な建築物の建築等にあたっては、眺望景観への影響を事前に評価しておくことが求められる。従って、現行の高度地区や風致地区に基づき、建築物等の高さや形態意匠を規制・誘導するとともに、大規模建築物の建築等にあたっての景観シミュレーションの義務付けなどを検討する。

＜ゾーンC：現行の法制度に基づき規制・誘導を図る区域＞

現行の歴史的風土特別保存地区や風致地区、史跡や名勝、天然記念物等の文化財の指定に基づき、歴史的建造物の保存や樹林や山林等の適切な保存管理等を推進する。

■ 守るための施策の方向性に係る区域区分



②整えるための方策

○対象区域

「眺望景観保全区域」を対象とする。

○施策の方向性

景観阻害要素の除去や修景のための助成制度の創設を検討し、所有者等との調整のもとに既に景観を阻害している要素の修景を進める。

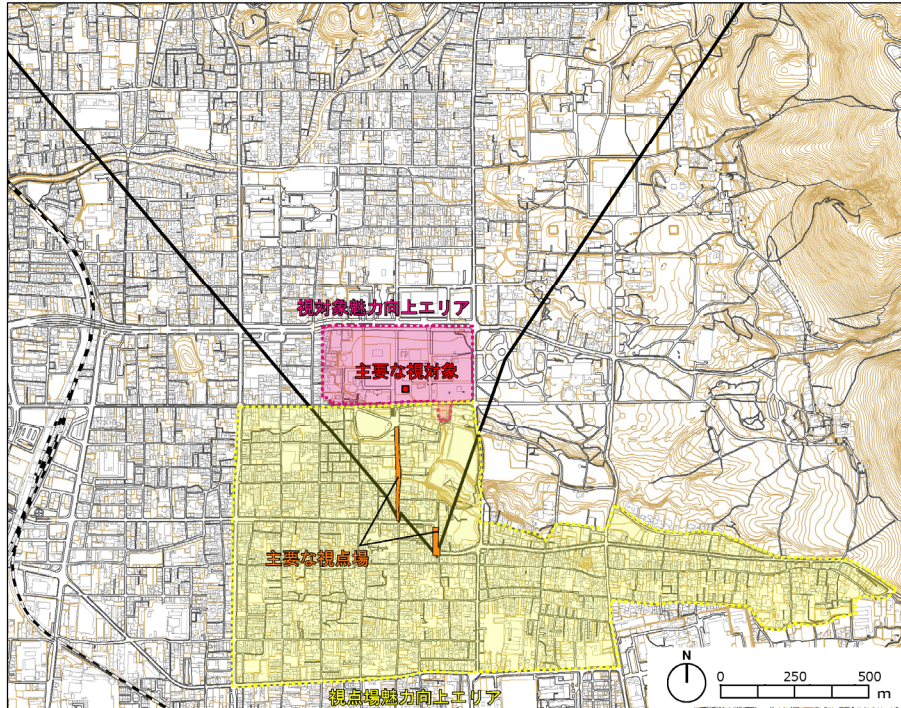
景観を阻害している道路施設の修景を推進する。特に、都市計画道路杉ヶ町高畑線（高畑町御所馬場町区間）区域については、電柱電線類の美装化を検討する。

③活かすための方策

○対象区域

(1) ①で設定した「主要な視点場と一体となって価値を形成する区域」を「視点場魅力向上エリア」、「主要な視対象と一体となって価値を形成する区域」を「視対象魅力向上エリア」に設定し、活かすための方策の対象区域とする。

■ 視点場魅力向上エリア及び視対象魅力向上エリア



○施策の方向性

＜視点場魅力向上エリア＞

奈良町内の各地区や周辺地域の歴史文化遺産と連携した観光ルートの創設や観光マップの作成などにより、眺望景観を観光資源として積極的に活用していく。また、より多くの人々が、眺望景観から奈良町や興福寺の歴史、相互の関係などを感じられるよう、奈良市ホームページや情報誌等を通じて眺望景観に関する情報を積極的に発信する。

視点場となる奈良町の魅力の維持・向上のため、奈良町都市景観形成地区の一体的な歴史的景観の形成や都市計画道路杉ヶ町高畑線（高畑町御所馬場町区間）区域の桜並木の保全を進めるとともに、都市計画道路杉ヶ町高畑線沿道の角地（現在空地となっている敷地）については、地域住民や土地所有者等との調整のもと、現地において眺望景観に関する情報を得ながら、ゆっくりと眺望景観を味わえる視点場としての整備を検討していく。また、夜間ライトアップされる興福寺五重塔を美しく眺められるよう、防犯や通行等の安全性の確保との調整のもとに、街灯や自動販売機、屋外広告物などの夜間光量の誘導や制限等を検討する。また、墨や寺の線香の香、興福寺南円堂の鐘の音など、五感を通じて奈良町の歴史と人々の生活の営みを感じられる視点場としての魅力を維持・向上していくため、伝統産業や伝統工芸などの振興、伝統的な祭礼・行事、地域の説話や伝承等の継承などに努めるとともに、歴史的風致維持向上計画の策定や関連部局との連携による各種制度の活用を検討する。さらに、奈良町の地区別の特徴（歴史的な建造物が多く残る地区、伝統産業を感じられる地区、人々の生活文化に触れられる地区、美しい眺望景観を望める地区など）に応じた魅力の向上や眺望景観を観光資源として活用して

いくため、地域住民等との協働による調査や構想・計画づくりなどを行う。

＜視対象魅力向上エリア＞

視対象となる興福寺の魅力の維持・向上のため、興福寺の堂塔と東の山並みやそこから連なる境内の樹林とが一体となった歴史的風土を感じられるよう、また、興福寺五重塔が緑のなかに浮き立ち、奈良町をはじめとした様々な場所から美しく象徴的に眺められるよう、興福寺境内の樹林の適切な管理を行う。また、興福寺の歴史や奈良町や東大寺、春日大社、元興寺などの周辺の歴史文化遺産との関係を多くの人々が知れるような情報発信や空間づくりを推進するとともに、それらと連携した観光ルートの創設や観光マップの作成などを推進し、奈良観光の中心地区としてのより一層の観光振興を図る。